

推 薦 状 案

大東亞戦争の完遂は一にかゝつて貴下の初一票の正しき行使にあることを特に冒頭に申し上げて御熱意の發露を懇請いたします。戦争完遂のためには國內體制を整備強化し強靱なる翼賛議會を確立するの必要があります。このためには先づ國民の一票一票が正しく熱意に燃えて行使せられねばなりません。換言すればこの一票に國家の安危がかゝつておます。

この正しき一票の行使こそ、やがて清新激刺たる翼賛議會の出現となりこの議會こそ戦争完遂に積極的に投身する熱意と氣魄の籠る所とならねばなりません。舊來の慣習になづみ因襲情實に囚はれてこの一票が投せらるるならば、それは戦争完遂に熱意を有せずと斷ぜられてもやむを得ないであります。

國家の細力を結集すべきこの大東亞戦争下にかゝる態度では誠に申すもありません。

新政治體制協議會が結成せられましたのも今回の総選挙をして眞に  
國民總力結集の機會たらしめ、大東亞建設に必要な積極有爲の人材  
を議會に動員せんとすることにありませう。  
このたび貴選挙區から

○ ○ ○ ○ ○ 君

を御推薦いたしましたのが、同君こそ現在國家が要求する積極有爲の  
人材であると思ひます。

就きましては、貴下におかれましても、職陣に突撃する勇士の忠節  
を愧び、貴下の一票を、本會が尊重存在の上推薦しました○○○○  
君に御投じくだされ、以て戦争完遂の熱意に燃えた我黨議會の確立  
を期せられんことを御願ひする次第であります。

昭和 年 月 日

新政治體制協議會

會長 阿 部 信 行

委員 名

責任者 住 所 氏 名

47

寫  
秘  
秘

內務省發警第三十三號

昭和十七年三月二十日

內務省 警保局長

各廳府縣長官殿

(除東京府)

衆議院議員選舉ニ關スル報告事項ノ件

標記ノ件爾今本通牒ニ據リ御報告相成度

石依命

記

一、書面申報

(一) 選舉取締ノ概況(選舉取締上注目スベキ選舉界ノ動向、選

同日  
四月廿九日  
四月三十日  
五月一日

選舉運動ノ傾向、言論集會ノ狀況、選舉犯罪ノ傾向、檢舉ノ狀況、其ノ他取締上參考ト爲ルベキ事項ヲ選舉期日ノ二十五日前、十日日前、選舉期日ノ日、其ノ二十日後ニ各一回申報スルコト但シ任期滿了ニ依リ行ハルル選舉ニ付テハ其ノ選舉期日公布前ニ於テモ隨時之ヲ報告スルコト

(一) 選舉運動費用組立精算届出ニ關シ告示ヲ爲シタル時ハ之ヲ掲載セル公報ヲ發行ト同時ニ視ナク送付スルコト

(二) 様式報告

別表ニ定ムル通り

三、速報（電話、電報）

(一) 繰上投票ノ告示アリタル時ハ直ニ各選舉區毎ニ告示事項ヲ

即報スルコト

(二) 立候補届出ノ際ハ其ノ都度選舉區名、氏名、所屬（又ハ推薦）政事結社名及舊黨派別、政事結社ノ推薦又ハ公認ノ有無

48  
新前元別、届出月日ヲ不取敢即報スルコト、其ノ異動アリタルトキ亦同ジ

(三) 無投票區決定シタルトキハ區名及候補者ノ氏名ヲ即報スルコト

(四) 選舉期日ノ前日ニハ正午迄ニ到着ノ見込ヲ以テ同日現在ノ候補者ノ氏名ヲ各選舉區毎ニ區分シ即報スルコト

(五) 投票全部終了ト同時ニ投票狀況ヲ左記(イ)(ロ)(ハ)(ニ)ノ各事項ニ分チ更ニ之ヲ市部、郡部ニ區別シ即報スルコト

(イ) 當日現在ノ有權者總數(無投票區ノ有權者數ヲ除ク)

(ロ) 投票總數

(ハ) 棄權者數

(ニ) 天候ノ良否、事故發生其ノ他ノ事由ニ因リ投票ニ著シキ影響ヲ及ボシ特ニ報告ノ必要アリト認メタル事項

(六) 開票ノ結果ハ選舉區毎ニ當落別ニヨリ候補者ノ氏名及得票

- 敬テ決定ノ都度即報スルコトへ疑問投票又ハ未開票アル場合  
 ト雖モ富選ニ影響ナキトキハ一應報告シ後刻追報スルコト  
 (四) 富選者富選ヲ解シ又ハ其ノ富選ニ關シ物議アルトキハ其ノ  
 概況ヲ即報スルコトへ詳細ハ書面ニテ追報ノコト  
 (五) 選挙犯罪ニシテ事犯重要異例ニ屬シ若ハ官吏、政界等ノ名  
 士介在シ又ハ被疑者極メテ多数ニ上リ其ノ他著シク社會ノ注  
 目ヲ惹クガ如キモノアルトキハ其ノ概況ヲ即報スルコト  
 (六) 選挙取締ニ關シ事故又ハ紛議ヲ生ジタルトキハ其ノ概況ヲ  
 即報スルコトへ詳細ハ書面ニテ追報ノコト  
 三、報告取扱方法

(一) 本週報ニ依ル書面甲報ハ總テ一通トシ其ノ封筒表書ニ

誓必親展

選

ノ符號ヲ用ヒ誓保局事務課長宛トスルコト

(一) 報告事項中政事結社トアルハ政事結社トシテノ届出ナキモ  
相當廣地域ニ組織ヲ有シ政治的行動ヲ爲ス團體ヲモ含ムコト  
トシ取扱フコト

(二) 新、前、元別ハ任期満了ニ依ル選舉ノ場合ニ在リテハ新、現、元別  
トスルコト





凡 例

- 一 本表ハ開票期日決定シタルトキ直ニ申報スルコト、但  
ニ遠隔ノ地ニ在リテハ内定ト同時ニ直ニ申報ニ告示後訂  
正ノ要アルトキハ電報又ハ電話ヲ以テ報告スルコト
- 一 選挙ノ一部無効ト爲リ更ニ選挙ヲ行フ場合又ハ法律三  
十七條ノ規定ニ依リ投票ヲ行フ場合ハ其ノ期日告示後直  
ニ本表ニ準ジ申報スルコト
- 一 開票區域欄ハ郡市區名ヲ記入ニ必要アル場合ニ限り所  
村名ヲ記入スルコト
- 一 繰上投票ヲ行フ場合ハ其ノ投票區名、同區選挙人数及  
投票月日ヲ各郡市區毎ニ備考欄又ハ別紙ニ記入スルコト

51

第二號表

衆議院議員候補者名簿

( 年 月 日選舉執行 )

年 月 日 報

廳 府 錄

第 區

位階勲等學位

氏

年

名

<p>要 大 一 歷 經</p> <p>一 學 歷</p> <p>二 官 公 職 經 歷</p> <p>三 事 業 職 業 經 歷</p> <p>四 團 體 關 係</p>	<p>才 德 (又 推 薦)</p> <p>政 事 經 歷 及</p> <p>黨 派 政 見</p>	<p>本 籍</p>	<p>住 居</p>	<p>新 前 元</p> <p>列</p>	<p>後 授</p> <p>系 統</p>	<p>官 公 職</p> <p>及 職 業</p>
	<p>政 事 經 歷 及</p> <p>黨 派 政 見</p>	<p>本 籍</p>				
	<p>才 德 (又 推 薦)</p> <p>政 事 經 歷 及</p> <p>黨 派 政 見</p>	<p>住 居</p>				
	<p>才 德 (又 推 薦)</p> <p>政 事 經 歷 及</p> <p>黨 派 政 見</p>	<p>官 公 職</p> <p>及 職 業</p>				

考 備	過經ル至 = 補候立	要 大 一 歴 經
		<p>五、 齋在及主タル收入</p> <p>六、 主教、政見、平素ニ於ケル言動</p> <p>七、 前 料 ( 罪石、邪教、現ニ事件中ノモノ、其ノ内容又ハ公判ノ經過等 )</p> <p>八、 努力範圍、信望</p>

凡 例

- 一 本表ハ法律第六十七條ノ規定ニ依ル函出ヲ爲シタル者ニ付直ニ申報スルコト
- 一 本表ハ衆議院議員選舉ニ関スル調査ノ基礎ヲ爲スモノナルヲ以テ各事項ノ記載ハ正確ニシテ具體的ナルヲ要ス
- 一 申報當時調査未了ノ事項ハ空欄トナシ至急調査ノ上進報スルコト
- 一 申報後記載事項ニ異動アリタルトキハ遷帶ナク其ノ都度申報スルコト
- 一 特異又ハ難解ナル氏名ニハ振假名ヲ附シ年齢ハ數ハ年ヲ記入スルコト
- 一 官公職及職業欄ハ具體的ニ記載スルコト 尚大政翼賛會、翼賛壯年團ノ各關係者及選舉肅正委員等ノ場合ハ其ノ役職名ヲ例ヘバ大政翼賛會支部組織部長ノ如ク記載スルコト

一 政事結社ニ所属セズシテ其ノ推薦ヲ受ケタル者ニ付テハ所属（又ハ推薦）政事結社欄中ニ「何々政事結社（推薦）」ト知ク記載スルコト

一 後援系諸欄ニハ特ニ有力ナル後援者及努力アル團體（例之產業組合、醫師團體等ノ如キ）ヲ記載スルコト

一 立候補ニ至ル經過欄ニハ立候補ノ經過ヲ簡單ニ記入シ、

推薦ニ依ル届出ノ場合ハ推薦届出ヲ為スニ付候補者ノ承諾ノ有無推薦届出者ノ氏名（多数ノ場合ハ其ノ代表者ノ

氏名ヲ記シ他ハ外何名ト記入スルコト）、所属（又ハ推薦）政事結社及舊黨派、職業、社會的地位及議員候補者

トノ關係ヲ記入スルコト

一 各欄記入事項ニシテ更ニ註釋、説明ヲ要スルモノハ備考欄ニ其ノ要點ヲ記入スルコト

第三號表

( 年 月 日 選舉執行 )

衆議院議員選舉ニ関スル犯罪報告

第 報 ( 連報ノ何 )

年 月 日 報

廳 府 錄

功 勞 績	事 件 送 致 (引越) 月 日	刑 罪 名 及 通 用 法 條	檢 察 部						選 舉 區	主ナル 被疑者 ノ住所	手 續 業 務 前 科	所 屬 (又ハ推選) 政黨 及 其 他 候 補 者 ニ 関 係 候 補 者
			區 別	候 補 者	事 務 長 及 選 舉 主 事 者	選 舉 委 員	勞 務 者	官 公 吏				

備考	概要	犯罪

凡例

一 本表ハ犯罪檢舉ノ却度一事件毎ニ申報スルコト、檢事ノ認知、憲兵ノ送致ノ場合亦同シ（警察署ニ於テ取扱ハサル事件ハ憲兵ノ檢舉又ハ檢事ノ直接取調等其ノ旨備考

欄 = 記載スルコト

一 本表ハ報告ノ順序ニ從ヒ逐次番號ヲ附スルコト但シ前報事件ノ追報ナルトキハ當該前報ノ番號ヲ踏襲シ其何報追報ノ一ト誌スルコト

一 所屬(又ハ推薦)政黨結社及舊黨派並ニ關係候補者欄 = 八

(イ) 當該事件ガ議員候補者又ハ其ノ所屬運動者ニ關係セザルトキハ該議員候補者ノ所屬(又ハ推薦)政黨結社名及舊黨派並ニ氏名ヲ記載スルコト

(ロ) 議員候補者又ハ其ノ所屬運動者ニ關係セザル事件ナルトキハ單ニ該被檢舉者ノ所屬(又ハ推薦)政黨結社名及舊黨派ノミヲ記載スルコト

(ハ) 被檢舉者全然政黨結社又ハ舊黨派ニ關係ナキトキハ其ノ旨記載スルコト



一、發覺ノ端緒欄ニハ告訴、告發、投書、密告、聞込、現  
認、誰何等發覺原因及檢舉上参考トナルベキ事項ヲ詳  
記スルコト

一、犯罪手口巧妙新規ノモノニシテ將來取締上参考トナル  
ベキモノニアリテハ其ノ態様ヲ別紙ニ記載本表ニ添付ス  
ルコト

一、被疑者選挙公正委員、大政翼賛會、翼賛壮年團関係者  
若ハ他ノ公職ヲ有スル者ナルトキハ其ノ旨氏名欄ニ附記  
スルコト

55

第四號表

（ 年 月 日選舉執行）  
 衆議院議員選舉ニ關スル犯罪處分結果報告  
 （犯罪報告書 報ニ對スルモノ）

年 月 日  
 廳 行 錄

選舉區		被告人、氏名		處分、年月日		罪名處分、種別	
關係候補者		處分別人員		被告人區分		送句(刑種)人員	
上欄ノ内		起訴		候補者		事務長及總務主任者	
上欄ノ内		不起訴		選舉委員		事務員	
上欄ノ内		懲役		公吏		事務員	
上欄ノ内		禁錮		他人		事務員	
上欄ノ内		死刑		計		事務員	
上欄ノ内		無罪					
上欄ノ内		其他					
上欄ノ内		未詳					

備
考

凡 例

- 一 本表ハ犯罪報告ニ依リ報告シタル一件毎ニ懲役、禁錮、罰金、科料ノ刑確定シタルトキ其他ニ在リテハ其ノ處分決定シタルトキ報告スルコト
- 一 「被告人ノ氏名、罪名、處分ノ種別、處分ノ年月日」欄ハ被告人多數ニ上ルトキハ其ノ中ノ重要ナル者ニ付記載シ其ノ他ハ一括シテ何某外何名ト記載スルモ妨ゲナシ
- 一 無罪免訴トナリタルモノニ付テハ其ノ理由ヲ備考欄ニ附記載スルコト

第五號表

衆議院議員(總、補闕、再)選舉犯罪調

( 年 月 日選舉執行 )

年 月 日 報

廳 府 署

區 分	總 計		人		員 內		詳	
	件數	人 數	候補者	正當者	選舉者	勞務者	官公吏	選舉人
四國收利善誘等 (或二二、一一三)								
ブカ一カ一犯罪 (或二二、一、三)								
之別訪問員面接 (或九、八)								
無資格運動 (或九、六、一)								
選舉妨害等 (或二二、二七、三五)								
賄賂等 (或一一、六)								
關係官吏、選舉運動 (或九、九、三)								
不正投票 (或一一、七、一、三)								
労働者、刑罰、反 (或二二、二、六、四)								

所屬(又ハ推薦)政黨  
華結社別人員

何ヶ會

共、他

選舉人

官公吏

勞務者

選舉者

正當者

候補者

人 數

件數



2. 件数ハ送致又ハ引継ノ件数ハ犯罪行為数ニ非ズト  
計上スルコト

3. 一送致ハ引継ノ事件ニシテ数罪ニ関係アルモノノ件  
数、人員ノ計上ニ付テハ左記ニ依ルコト

イ、一人ニテ数罪ヲ犯シタルモノニ付テハ主タル犯罪  
ニ付掲記ニ従タル犯罪ハ該當欄左側ニ朱書スルコト

ロ、被疑者数人ノ事件ノ場合其ノ中ノ一人又ハ数人ガ  
主タル被疑者ト全然異リタル犯罪ヲ犯シタルモノニ

付テハ該當犯罪欄ニ其ノ件数ヲ(一)ト黒書シ且其ノ人  
員ヲ黒書スルコト

一、所屬ハ又ハ推薦ノ政事結社別ハ本通牒左記三ノ報告取  
扱方法(一)ニ依リ記入シ無所属ヲ加ヘ其ノ数ノ合計ハ人員

總数ト合致スルコト



計												合											
有落				有當				有候				臣別											
數選				數選				數補															
計	元	前	新	計	元	前	新	計	元	前	新	計	元	前	新								

凡例

- 一 本表ハ開票終了後直ニ申報スルコト
- 一 所屬(又ハ推薦)政黨結社別ノ記入ハ第五號表ノ凡例ニ依リ之ヲ記入スルコト
- 一 所屬(又ハ推薦)政黨結社ノ推薦又ハ公認者數ハ其ノ政黨結社欄ノ左側ニ×印ヲ以テ再掲スルコト





凡 例

- 一 本表ハ開票終了後直ニ申報スルコト
- 一 所屬(又ハ推薦)政黨結社別ノ記入ハ第五號表ノ凡例ニ依リ之ヲ記入スルコト
- 一 所屬(又ハ推薦)政黨結社ノ公認又ハ推薦シタル者ノ得票数ハ×印ヲ以テ再掲スルコト

63

第八號表

( 年 月 日選舉執行 )

衆議院議員選舉ニ於ケル選舉運動ノ費用總額調

廳府縣

年 月 日 報

選挙区別	定数		候補者		選挙区	選挙区		選挙区	
	定数	定数	候補者	候補者		選挙区	選挙区	選挙区	選挙区
合計					選挙区				
合計					選挙区				
合計					選挙区				
平均					選挙区				
最多					選挙区				
最少					選挙区				
合計					選挙区				
平均					選挙区				
最多					選挙区				
最少					選挙区				
合計					選挙区				
平均					選挙区				
最多					選挙区				
最少					選挙区				

凡 例

本表ハ選挙期日現在議員候補者ニ付其ノ選挙運動費用ノ  
精算届書ニ依リ之ヲ調製シ選挙期日後二十日以内ニ申報  
スルコト

牙丸籠表ノ一

( 年 月 日 選挙執行 )

象議院議員選挙ニ於ケル議院會開催度敷調 (一)  
 (候補者側ノ開催セリ)

廳 府 界

年 月 日 報

	選挙		開催		度敷	
	平均	最多数	平均	最多数	平均	最多数
合計						
合計						
平均						
最多数						
最少数						
合計						
平均						
最多数						
最少数						
合計						
平均						
最多数						
最少数						
合計						
平均						
最多数						
最少数						
合計						

候補者

公選施設利用集會

私選集會

計

一開催セリ

選挙

度敷

一候補者ニ付  
平均最多数

度敷

一候補者ニ付  
平均最多数

總計

一候補者ニ付  
平均最多数

一開催セリ  
平均最多数

凡例

本表ハ選挙期日現在議員候補者ニ付調査ニ選挙期日後二十日以内ニ申報スルコト



凡例

本表ハ選挙期日現在議員候補者ニ付調査ニ選挙期日後ニ  
十日以内ニ申報スルコト



第十號表

( 年 月 日選舉施行 )

衆議院議員選舉ニ於ケル文書圖書調

廳 府 縣

年 月 日 報

選 區	種 別	候 補 者 數				立 候 補 告 知 / 張 札				廣 報 會 告 知 / 張 札				無 料 郵 便 物				其 他 郵 便 物			
		總 數	平 均	最 多	最 少	總 數	平 均	最 多	最 少	總 數	平 均	最 多	最 少	總 數	平 均	最 多	最 少	總 數	平 均	最 多	最 少
合計																					
合計																					
平均																					
最多																					
最少																					
合計																					
平均																					
最多																					
最少																					
合計																					
平均																					
最多																					
最少																					

63

凡例

本表ハ選舉期日現在議員候補者ニ付調査ニ選舉期日後二十日以内ニ申報スルコト



凡例

- 一 本表ハ衆議院議員選舉ニ関シ (一) 選舉ノ效力 (二) 當選ノ效力 (三) 選舉運動ノ費用ノ超過及未ニ因ル當選ノ無効ニ関スル訴訟ノ提起アリタルトキ直ニ申報スルコト
- 一 選舉事務長又ハ總括主宰者ガ法律百十二條乃至法律百十三條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルニ因ル當選ノ無効ニ関スル檢察ノ附帶公訴アリタルトキモ亦本表ニ準シ報告スルコト
- 一 訴訟ノ經過及結果ハ其ノ都度申報スルコト

684



昭和十七年三月二十日

總選舉ニ對スル意嚮調

附(國家主義團體動靜)

警保局保安課

167

目次

第一 概說

一、贊成意嚮

(一) 政界

(二) 財界

(三) 鄉軍

(四) 右翼

(五) 翼贊會關係

(六) 自治團體關係

(七) 一般有識者層

二、反對意嚮

(一) 政界

一 九 九 二 三 五 六 二 二 四 四

(一) 財界	.....	二六
(二) 郷軍	.....	三〇
(三) 布翼	.....	三三
(四) 翼賛會關係	.....	三五
(五) 自治團體關係	.....	三六
(六) 一般有識者層	.....	三七

附

國家主義團體の動靜

一、皇道翼賛青年聯盟の中心トスル動靜	.....	三五
二、大日本赤誠會	.....	四〇
三、東方會	.....	四二
四、大日本黨	.....	四三

五 國粹大衆黨

六 大日本生産黨

七 建國會

八 瑞穂俱樂部

九 大東亞青年同盟(日本主義青年會議)

十 崇皇社

五二

五九

六〇

六三

六五

六六





## 第一概説

今次施行セラルベキ總選舉ニ對シテハ豫テヨリ一部人士間ニ於テ種々論議サレツ、アリタルガ二月二十日内閣情報局ヨリ、今次選舉ニ對シ中央推薦母体タル翼賛政治体制確立協議會ヲ結成スベキ翼賛會、貴衆兩院、財界、言論界等各界代表三十三名ノ氏名ヲ發表更ラニ二十三日全國總務部長會議ニ於テ翼賛選舉貫徹運動実施要項ヲ發表シ、選舉ニ對スル政府ノ態度方針ヲ明確ニスル處アリタルヲ以テ漸次之ニ對スル一般層ノ関心モ嵩マリツ、アル状況ナリ。

本問題ニ對スル各界ノ意嚮ヲ綜合スルニ政府ノ企圖スル根本方針ニ對シテハ一般的ニ賛意ヲ表シツ、アルモ具體的ニハ翼賛政治体制確立協議會ノ構成人物ガ運営方法等ニ関シ

各界ヲ通ジテ困難ナリト爲スモノ多數アリ。殊ニ旧政黨關係  
及右翼方面ニハ相當強キ反對者アリ。之ヲ各界別ニ其ノ概  
況ヲ示セバ次ノ如シ

## 一 政界

一部少數ヲ除キ大部分ハ議會ニ對スル軍官僚ノ壓迫ナリト  
シテ其ノ胸中深ク不満ヲ藏スル所ナル模様ニシテ官選ノ選  
擧母体ガ候補者ヲ推薦スルガ如キハ憲法違反或ハ選舉違反  
ナリ。軍官僚ノ結託セル議會統制ナリ等極論スルモノアリ。  
又ハ「推薦洩レトナリタル者ノ中ニモ自由立候補ニヨリテ出  
馬シ當選スルモノ多數アルハ必然ニシテ斯カル場合ハ推薦  
代議士ト非推薦代議士ノニ派ヲ生ズル虞アリ。之等ノ対立実

係ハ一般國民ニ至影響ヲ及ボシ政府ハ求メテ舉國一致聖戰  
遂行途上ニアル國內体制ヲ混乱ニ陥レルモノナリト批判シ  
暗々裡ニ現代議士ノ推薦ヲ希望スル一方推薦セラレザルコ  
ト確實ナリト自認セル一派ノ議員ハ「選舉ハ推薦ニ依リテ決  
定スルモノニアラス」最后ノ判定ヲ國民ノ清キ一票ニ問フベ  
キナリト反對的言動ヲ爲シツ、アル狀況ナリ。

## (二) 財界

本問題ニ対スル財界人ノ意嚮ハ賛否相半バスル狀況ナルガ、  
賛成部面ニ於テハ「勤クトモ旧来ヨリ數歩ノ前進ガアル」推薦  
制ハ非常ニ良イ「等消極的ナルモノ多ク。反對部面ニ於テモ  
「官僚選舉ヲ遺ル位ナラ候補者ヲ指定シテモ結果ハ同ジダ」爲  
スガ儘ニ委セルヨリ致シ方ナレト諦メテ居ル」等投ゲマリの

ナルモノ多ク中央推薦母体ノ顔觸レヨリシテ大ナル轉換ナ  
シト豫想シ比較的心算キ狀況ニアリ

(三) 郷軍

一部ニ於テハ「選挙」ノ結果政府ノ企圖セルモノト反対ナルモノ  
ノガ出来タル場合政府其ノ他ノ責任問題ノ生ズル虞アリ或  
ハ「實際上」新人物ノ發見ハ困難ニシテ情實ニ流ルゝ虞アリ等  
消極的ナル反对論ヲ唱フルモノアルガ大部分ハ「最モ適切ナ  
ル處置」ニシテ此際旧勢力一掃ノタメ選挙干渉等ノ言ニ亭制  
サルコトナク徹底セル處置ヲ爲スベシト要望シツゝアリ

一 概説

(四) 石翼

革新陣營ニ於テハ「議會改革」ハ我々ノ多年ニ亘リ唱導セル所  
ニシテ政黨撲滅ノ爲戦ヒ来レル功績ニ対シ今ヤ一顧モ與ヘ

ズ革新陣營ノ全面的閉出シノ下ニ協議會ヲ結成セルハ我々  
ヲ輕視スルモ甚シト爲シ一部少數ヲ除キテハ殆ンド全面的  
ニ相当反對的態度ヲ以テ臨ミツ、アリ。

結局ニ於テ選舉母体ヲ設置シタルハ賛成ナルガ其ノ委員ノ  
顔觸レハ全ク均衡主義網羅主義ニシテ各界ノ現状維持的代  
表人物ヲ以テ構成シ其處ニ些カノ革新性ヲモ含ミオラス斯  
ル人物ノ構成スル母体ヨリハ決シテ時局ノ要望スルガ如キ  
有能ノ人士ヲ求ムルコト能ハズ結局ハ新人ノ假面ヲ着タル  
時局便乘者ヲ輩出スルコト、ナリ甚ダシク予期ニ反スル結  
果ヲ生ズベシト爲シ居リ一部ニ於テハ積極的反対行動ニ出  
デント策動シツ、アルモノモアル狀況ニシテ總選舉ニ際シ  
テハ概ネ各團體共自由立候補ヲ爲スベク準備中ニアリ。

其  
此  
注  
記  
ス  
ル  
也

(五) 翼賛會關係

翼賛會壯年團方面ニアリテハ殆ンド全般的ニ衷心ヨリ賛意ヲ表シ中ニハ「啓蒙運動」ノミニテハ目的ノ達成ハ困難ナルヲ以テ個々ノ候補者ニ対スル批判モ許容スベシ「大政翼賛會」ヲシテ徹底的ニ選挙干渉ヲ容認スベキダ等積極的ニ要望ヲ爲シツ、アリ何レモ「今田」ノ選挙ニ対シ失敗セバ徒ラニ相剋摩擦ヲ生ジ銃後体制ヲ紊ル虞レアルヲ以テ多少ノ無理ヲ敢行スルモ所期ノ目的ヲ貫徹スルノ要アリト爲シ居ル狀況ナリ。

(六) 自治團體關係

政黨色ナルモノ、中多少ノ反動的言動ヲ爲スモノアルモ一般的ニハ之ニ対シテ賛意ヲ表シツ、アリテ「具体的ニハ相當困難ナル莫モアルガ政府ハ飽迄モ確乎タル態度ヲ堅持シ所

期ノ目的貫徹ニ邁進スベキデアル「推薦ノ仕放シデナク之ガ  
当選セシメ得ル様セネバナラヌ」等爲シツ・アリ。尚一方ニ  
「根本的ニハ此ノ際選舉法ヲ改正スルニ非ザレバ眞ノ翼賛議  
會ノ建設ハ期シ難シトスル意見相当多シ

四 一般有識者層

ノ方策ニ付テハ未ダ尚物足ラザルノ感ヲ抱キツ・アルモノ

府ノ積極的  
旨ニハ全般  
盤末ダ牢固  
ミニテハ所  
情実ニ流ル  
対スル政府

ノ如シ。  
今各界ノ代表的意嚮ヲ示セバ次ノ如シ

附

政府ノ選挙対策殊ニ協議會等ニ対スル國家主義團體ノ動靜  
添附



第一 賛成意嚮

政界

(1) 代議士

北浦圭太郎

今度ノ選挙ハ地方長官ガ最モ適材ト認めラレル実践的ナ  
人材ヲ推スコトニナル訳デスガ實際問題トシテハ相当困  
難ナル矣モアルコトヲ予想セネバナラナイト思フ何レニ  
シテモ国民ハ清ク正シク之ニ協カスベキデアル

桂 圭 三

(2) 元新潟縣議

政府ノ決断ニ依ツテ斯ル強カナ選挙体制ガ出来タ事ハ嬉  
シム之レテ今迄野心ノアツタ連中ハ大恐慌ヲ来スハ事實  
ダ又候補者ノ乱立スルヲ妨ゲル 只地方協議會ノ構成ガ  
如何ナル人物ヲ造ラレルカ問題ダ

(3) 群馬縣議

小林 銚 作

推薦制ニハ賛成デアル此ノ選舉方法ハ一面彈圧ノ様ニ見  
ル向モアルガ決シテソウデハナイ從前ノ様ニ役ニ立タ  
ナイ代議士病者ノ乱立ハ困ル政府ハ推薦ニ依ツテ得タ代  
議士ニヨリ強カテ政黨ヲ作り國策ノ遂行ニ当レバ良イ

(二) 財界

(1) 第百銀行市川支店長

石田 長 介

旧政黨人が出馬シ予期ニ反スル虞モアルガ政府ノ指導ニ  
依リ少クモ旧来トハ數歩ノ前進ガアルモノト思フ然シ翼  
賛會方面デハ翼賛選舉ノ啓蒙運動ヲ市町村下部組織ニ迄  
徹底セシムルト云フ之ノ運動ハ政治運動トナル虞アリ種  
々ト害ノ生ズルモノト思フ

(2) 長岡市商工會議所

神山 榮一

推薦制ハ非常ニ良イト思フ然シ現在ノ翼賛會ハ何等政治性モナイ人形ノ様ナモノデアルノニ實際具體的ノ運動ハ誰ガヤルノカ結局ハ選舉法ノ改正ヲ見ザル以上政府ノ期待等得ラレナイト思フ。

(3) 高崎商工會議所會頭

山田 昌吉

從來ノ様ナ選舉方法デハ到底新人ノ議會進出ハ難カシイ故今度ノ推薦制ハ非常ニ良イト思フ但シ推薦シタ大ケテハ其ノ者が当選スルトハ限ラヌ故是非共当選出来ル様ニシナケレバナラヌ問題が大キイ大ニ失敗スレバ大變ダ。

(1) 郷軍

(1) 陸軍少將(宏島)

富士 末吉

今回政府ハ中央推薦會設立ニ着手シ各界ヨリ三十三名カ  
揚ゲラレタ様デアルカ之ニ関レテハ最モコトデ何レモ  
立派ナ人物バカリト考ヘル何レ地方推薦會ガ設ケラレル  
コトト思フガ此ノ人選ガ大切デアル各種團體ヲ動員シ眞  
ニ翼賛選舉ノ貫徹ニ當ルベキデアルト思フ

(2) 退役海軍軍医大佐宮城

佐藤恭謙

總選舉ヲ控ヘテノ政府ノ指導的役割ハ實ニ有意義且ツ重  
要ナモノデアルト思フ此ノ機會ヲ逃サズ相当突込ニダ所  
謂旧習打破ヲ敢行サレ度イト思フ

(3) 陸軍中將宮城

岩井宗平

政府今回ノ企圖ハ眞ニ時局下ニ目醒メルナラバ最モ適切  
妥当ナル選舉ト云ヘヤウ新人登場ハ結構ナ事ナラ旧議員

ト雖モ捨テタモノデハナイ之ノ兩者ノ採擇ハ今后ノ重大  
問題デアリ最モ慎重ヲ期サネバナラヌ

(4) 福島市聯合分會長

坂本忠孝

選挙法ノ改正ガオ一議デアルガ現行法ニヨツテマルトス  
レバ矢張り推薦制度ノ活用ト相待ツテ格党運動ヲ積極的  
ニヤルヨリ外ニナイト思フ然シソレモ政府ノ指導ガナケ  
レバ結局旧態勢ニ押サレテ仕舞フカラ國民ノ總意ト政府  
ノ意志ガ合致スル様積極的ニ指導スベキデアツテ旧勢力  
ガ或ハ干涉等ト去フカモ知レナイガ問題ニスルニ足ラヌ  
コトデアル

(四) 右翼

(1) 大日本党

佐々井一晁

衆議院議員推薦會ノ三十三氏ガ如何ナル経緯ノ下ニ選抜  
サレタカ知ラヌガ現議員及元議員ヲ二百名ニ限定シ他ハ  
新人ヲ推薦スルトノ事デアアルガ一大磁躍デアル之ヲ註文  
スレバ委員ニモツト革新派ノ人格ヲ擧ゲルコトデアアル

瑞穂俱樂部

小林順一郎

極メテ適切ナル措置ト云ヒ様自分ハ數年来此ノ推薦候補  
制ヲ織リ込シテ選舉法ノ改正ヲ主張当局ニ屢々意見ヲ具  
申シタガ漸ク實現ノ運ビニ至ツタコトハ國家ノ爲メ慶祝  
ニ堪ヘナイ委員ノ顔觸レニハ若干不滿モアルガ時局ハ彼  
等ヲ公正ナル態度ニ出デシムルデアロウ

(3) 天宮打席期成會

満井佐吉

政府ガ今回選舉ヲ通ジテ議會ノ清新強化ヲ圖ラントスル

14  
施策ニハ滿腔ノ敬意ヲ拂フモノデアル、議會ノ機能が完全  
ニ發揮出来レバ政黨モ翼賛會モ必要ハナイ。

(4) 愛郷塾頭

橋 孝三郎

協議會ノ任務ハ最モ重要デ日本人タル以上才三者的立場  
ニ於テ批判スル如キハ慎マネバラヌ

(5) 長崎古っはもの副會長

澤 山精八郎

總選舉対策ハ現下ノ時局ニ鑑ミ最モ妥当ナモノト痛感シ  
テ居ル、政府当局ハ今度コソ肚ヲ決メテ断乎タル決意ヲ以  
テ有爲ノ人材ヲ推薦制ニ依リ選出セシムル様善處スベキ  
ダ、多少ノ行過ギマ所謂自由立候補ニ対スル干涉压迫ハ徹  
底的ニ行ツテ貰ヒタヒ。

(五) 翼賛會關係

(1) 山形縣支部庶務部長

禊野文男

当然ナ対策デアルト云ハネハナラヌ然シ單ナル啓蒙運動  
大デハ駄目ダ矢張り個々ノ候補者ニ就イテ批判サレル様  
ナ組織ガ必要テアラウト思フ先ヅ大政翼賛會ヲシテ徹底  
的ナ選舉干涉ヲ容認スベキダ

(2) 山形縣翼賛壯年團長

桑島忠一

現下ノ衆議院ノ情勢ヨリ見テ当然ナル対策ト思フ之レニ  
依リ翼賛會ヲ漸進的ニ政治性ヲ附與サレル事ニナラウ  
此ノ成否コソ下部組織ヘノ革新ニ重大ナ影響ガアリ我々  
ノ重大ノ心事デアル

(3) 銚子市翼賛壯年團理事

石橋啓

心カラ賛成シ得ルモノデアル壯年團ハ許容サレル範圍内



ニ於テ大イニ活動シ旧政黨員ヲ一掃シ眞ニ翼賛議員ノ登  
場ヲ爲サシムル氣構ヘヲ持ツテキル

(4) 市川市翼賛壯年團長

村 瀬 雄 次 郎

翼賛選舉ハ國民ノ等シク要望スルトコロデアルト考ヘテ  
キル。然レテ選舉人、被選舉人ニ対スル大キナ啓蒙運動ニ  
モナリ時局柄適切ナルモノト思フ。

(5) 新潟縣協力會議々長

川 上 法 勵

學國体制ニ即應スル爲メ多少デモ選舉方法ヲ改メタノハ  
喜バシイ。然シ選舉法ヲ改正セズシテ選舉ヲ行ツテモ國民  
ノ期待スル様ナ人物ヲ得ル事ハ望メナイ

(6) 草壁町翼賛壯年團長(香川)

木 下 秀 雄

我々ハ絶対ニ政府ヲ支持スルモノデアルカラ政府ハ國民

ノ信賴ヲ裏切ラヌ様ナ議員ヲ推薦スベキデアアル大政翼賛  
會ハ此ノ選舉ヲ最効果アラレムルベク猛運動ヲ展開スベ  
キデアルト思フ

(7) 宮城縣協力會議々長

櫻井美次

今回翼賛選舉ヲ以テ戰時下最モ強カナル議員ヲ送ルト云  
フコトハ前右未曾有ノ痛快時デアアル推薦組織ヲ以テ送り  
出スコトニ依ツテ初メテ舉國一致強カ議會ヲ作ルコトガ  
出来ルノデアアル

(六) 自治團體干係

(1) 埼玉縣上高野村長

青鹿正雄

先日発表ニナツタ翼賛選舉基本要綱ニヨル選舉コン吾々  
ノ希望スル理想選舉ト云ヘル

(2) 十華縣生浜町長

岡谷 治 作

中央ニ選舉母体ヲ結成シ候補者ノ推薦ヲ爲スト去フコト  
デアルガ之レハ非常ニ良イコトデアル又理想的ノ事デア  
ルト思フ然シ從來數回選舉サレタモノハ選舉区ニ於テ相  
当信用ガ有ルノデ其ノ候補者ノ推薦ヲ誤ツタ場合ハ國民  
ノ信賴ヲ失墜シ統一ヲ缺ク虞ガアリ特ニ注意ヲ要スル

(3) 三條市助役

渡 辺 常 世

推薦選舉制ハ賛成ダ然シ政府ハ今一歩進ンテ選舉法ノ改  
正ヲスベキダ現行法デハウマク行クマイ

(4) 前橋市會議長

田 所 安 太 郎

今度ノ推薦制ハ至極結構デアル双手ヲ擧ゲテ賛成スル尚  
推薦シ放シデナク之ガ當選シ得ル様選舉民ノ啓蒙ト其ノ

責任ヲ強調シテ責ヒタヒ

(5) 群馬縣澁川町長

町田三郎

選挙界ヲ肅正シ眞ニ國家ノ要望スル有能議員ノ選出スル  
見地カラ此ノ度ノ推薦制ハ良イト思フ

(6) 群馬縣川内村長

高草木芳太郎

時局下推薦制選挙ニハ大賛成デアル具体的ニハ相当困難  
ナ矣モアルガ政府ハ飽迄王確乎タル態度ヲ堅持シ所期ノ  
目的貫徹ニ向ツテ邁進シテ頂キ度イ、出来得レバ推薦候補  
以外ニハ立候補ヲ容易ニ認め又位ノ態度ガアツテ欲シイ

(7) 大阪市日本橋町會聯合會長

山本政太郎

推薦選挙ナルモノハ本来ノ選挙ノ意義ヲ制肘シタモノデ  
アリ國民ノ大政翼賛ノ清キ一票ガ或ル程度減殺サレタ衰

型ノ選舉ニナル虞レガアル様ニ思ハレ私ハ此ノ際緊急勅  
令デモ制定サレ此ノ推薦選舉ナルモノ、徹底ヲ期スル爲  
ニ職能代表等ヲ選ビ民意代表ノ翼賛議會ノ議員タラシム  
ル事ガ此ノ非常時下ノ選舉ニ最モフサハレキモノト思ヒ  
マス

(七) 一般有識者層

(一) 奈良縣郡農會長

脇 本 熊 二 郎

案全体ヲ通ジ理想的デ時局カラ見テ當ヲ得タモノト云フ  
ベキデアル然レ下部組織ヲ政争ノ具ニ供シ推薦候補ノ争  
奪激甚ヲ極メ在来ノ情実因縁ヲ一掃ガ出来ズ其ノ実施ハ  
一利一害ガアルコト、思フ

(二) 廣島市 医師

吉 田 寛 一

第二 反对意嚮

丙 政界

(1) 貴族院議員

柴山昌生

大レタ期待ハ出来ナイ。翼同ヤ翼壯方面トノ提携ガ円滑ニ行カズ行過ギタ行爲ニ陥リ易ク却ツテ対立的摩擦ヲ生ズル結果トナル虞レガアル。

(2) 貴族院議員

井上清純

軍部内閣ヲ永續セシメントスル御用党ヲ目論ンデ居ル自由候補者ガ多数出タラ國內体制ヲ崩スコトニナル。

(3) 代議士(町田派)

加藤鯛一

議會局ヨリ議員俱樂部、翼同ト政府ト歩調ヲ合セタ翼同ヲドウスルカ、選挙后、対立抗争ノ危険アリ。

ノ罪悪ニ懲リテ居ルカラ之デハナラヌ何トカセネバイカ  
ント云フ氣持ヲ抱イテキル様ダ

⑤ 秋田縣地主

石川勝男

總選舉ニ対スル政府ノ方策ニ対シテハ全幅的ニ賛成デア  
ル此ノ方策デ行クナラバ議會空氣ノ一大刷新ハ可能デア  
ル今后ノ選舉ハ独逸ノ如ク職能代表ヲ選ビ上カラ来ルノ  
ガ最モ良イト思フカラ少シ位摩擦ガアツテモ此ノ方策ヲ  
曲ゲズ強カニ實現シテ戴キタイモノダ

## 第二 反对意嚮

### (一) 政界

#### (1) 貴族院議員

柴山昌生

大レタ期待ハ出来ナイ。翼同ヤ翼壯方面トノ聯携ガ円滑ニ行カズ行過ギタ行爲ニ陥リ易ク却ツテ対立的摩擦ヲ生ズル結果トナル虞レガアル。

#### (2) 貴族院議員

井上清純

軍部内閣ヲ永續セシメントスル御用党ヲ目論ンテ居ル自由候補者ガ多数出タラ國內体制ヲ崩スコトニナル。

#### (3) 代議士(町田派)

加藤鯛一

議會局ヨリ議員俱樂部翼同ト政府ト歩調ヲ合セタ翼同ヲドウスルカ選舉后ノ対立抗争ノ危険アリ。



(4) 代議士(町田派)

俵 孫一

官選ノ選舉母体デ候補者ヲ推薦スルガ如キハ民意ヲ尊重  
セザル憲法違反ナリ

(5) 代議士(中島派)

小山田 義孝

官選選舉ノ感ガ十二分ニアル自由公平ナル選舉ガ行ハル  
余地ガ殆ンドナイ政府案ハ行過ギテ官僚独善ノ現ハレデ  
アル下手ヲスレバ政府ノ企圖スル方向ト反対ノ結果ガ生  
レル危険ガアル

(6) 代議士(翼同)

島 田 俊 雄

官選ノ議員ダトノ批評非難ヲサレ様政府ハ政党ヲ議員ヲ  
措ヘテモ軍事予算以外ノ法案ガ果ルテ通過スルカ受合ヘ  
ナイ政党ヲ作ルト云フコトハ民間デ云フ事デ政府ノ云フ

コトデハナイ

(7) 代議士(同交會)

猪野毛利榮

選挙ハ畏クモ明治天皇ガ國民ニ下シ賜ツタ大御心ノ現レ  
テ民意ノ暢達ト云フコトガ最大眼目デアル政府ハ推薦會  
ヲ作り予メ候補者ヲ決メテ國民ニ押シツケル腹ラシイガ  
左様ナコトデハ民意ノ暢達ハ期セラレヌ政府ノ案ヲ選挙  
ヲヤレバ國論ハ分裂スル

(8) 代議士(同交會)

世耕弘一

民間ガ選挙母体ヲ造ツタラ何ウナル鉄石ノ結束ハ一朝ニ  
シテ崩レルデハナイカ

(9) 代議士(同交會)

木槍三四郎

國民ノ自由意志ニ基イテ公選シ夫レガ正レイ民意ノ反映

トナツテコソ翼賛選舉ト云ヘルガ國家權カヲ利用シ少シ  
テモ國民ヲ压迫スルガ如キ事ガアレバ重大問題デアル亦  
推薦制実施ノ場合ハ期セズシテ推薦非推薦ノニ派ニ別レ  
ル事ニナル政府ハ口ニ一億一公ヲ唱ヘ乍ラ其ノ反面ニ於  
テ強テニ派ニ分離サセル様ナ推薦制度ハ考ヘモノト思フ

ウウ 埼玉縣議

岡口藤吉

誠ニ結構ダガ推薦ノ線ニ入ツタ人ハ結構デアラガ入ラナ  
イ人ハ其ノ儘デハ居ナイ憲法ノ保証アル以上之ヲ云々ス  
ルコトハ出来マイ

ウウ 代議士

最上政三

協議會ガ出来タノハ軍部ノ武藤佐藤ノ西コンビト内務省  
ノ少壯事務官等ニ依ツテ議會ヨリ旧人ヲ追放セントノ策

カラデアリ所謂議會統制ヲ

(12) 富山縣議

橋 爪 竹次郎

理想的ナ案デアルガ果シテ之ガ理想通り運用サル、カ怎  
ウカハ大イニ疑問ト思フ一度之ガ運用ヲ誤レバ國民總力  
ノ結集機關タル町内會、隣保班ノ下部組織ヲ選舉ノ禍中ニ  
卷込ミ却ツテ混乱ヲ来シ悪結果ヲ招来スル危險性ガアル  
ト思フ

(二) 財界

(1) 十葉貯蓄銀行頭取

三 木 徳 三

政府ガ選舉ノ母体ヲ作ツテ所謂官僚選舉ヲマル位ナラ政  
府若シクハ地方廳テ候補者ヲ指定シテモ結果ハ同ジデア  
ル選舉ハ自由公正タルベキ苦デアル、夫レガ政府ト都合ノ

良イ人達ガ集ツテ推薦母体ヲ作ルト云フ事ニ対シテハ官  
僚政治モ此處マデ躍進シタカト啞然タルモノガアル  
誰レガ出タ處デ何トモ思ツテ居ナイ矢張り政府ヤ御都合  
主義時局便乘主義者ノ爲スガ儘ニ委セルト云フ諦メヲ持  
ツテヤル

(2) 廣島市藝備銀行取締役

榊 父 昌 一

協議會メンバラ見テモ委員ノ殆ンド全部ハ我國ニ於テ各  
業尙軍政界ノ元老的人物ニシテ旧体制ノ代表者トモ云フ  
ベキ人物ダ故ニ之等ノ委員ニ依ツテ審議決定セラル、處  
ノモノハジヤリナリストノ云フ如キ奇想天外ナ飛躍的一  
大轉換ヲ招来スルガ如キ決議ハ絶対ニ有リ得ル筈ガナイ  
(3) 阪神急行電鉄會社々長

今 西 與 三 郎

政治運動ニハ一切関係セヌト數次ニ亘リ聲明セル翼賛會  
ガ中心トナツテ推薦母体ヲ作ルト云フ事ハ却ツテ國民ヲ  
迷ハス結果トナリ、選挙ニ熱意ヲ失ハスコトニナリハセヌ  
カト案ズル此際殊ニ自由立候補ト推薦候補トノ对立問題  
ガ國內ノ对立抗争ニ波及スルコトヲ極力避ケネバナラス

(4) 前安田銀行盛岡支店長

名 護屋 三郎

今度ノ選挙ハ候補者推薦ヲ主トスル様ダガ然シ推薦スル  
段ニナルト其ノ選擇ニハ相当ノ困難ガアルデアラウ、選挙  
終了后推薦サレタモノト推薦サレザルモノトノ間ニ鑄ラ  
削ル様ナ事ガ出来ハシマイカ、

(三) 郷軍

(1) 陸軍予備少將

岩田加太郎

翼賛会ガ選挙運動ニ紛ハシイ推薦運動ヲ爲ス事ニ対シテ  
私ハ賛成出来ナイ、政府ノ考ヘテイル清新強力ナ翼賛議會  
等トハ凡ソ縁ノ遠イモノガ實現スル結果トナツタトキ其  
ノ推薦母体トナツタ政府其ノ他ノ責任ハ一體ドウナルカ

(2) 能代市 陸軍少佐

牧野平治

趣旨ハ大イニ良イガ實際ノ推薦方法ニ於テ難矣ヲ感ズル  
中央デ全国ノ適任者ヲ物色シ得ル訳ハナイカラ地方ニ依  
囑サレル依囑サレタ縣当局トシテモ亦全部ヲ周知シテ居  
ルマイカラ有爲ノ人物ヲ容易ニ發見出来ルモノデナイ  
結局従来ノ選挙方法ヲ以テシ啓蒙運動ヲ起ス一方取締ヲ  
嚴ニシ肅選ノ実ヲ擧ゲタ方ガ寧ロ賢明ト思フ

(四) 右翼

(1) 東方會

中野正剛

現在反對黨ノナイ議會ニ反對黨ヲ作ル様ナモノダ、全國民ニ不平ガ充滿シテサルガ戰爭中ナルガ故ニ皆我慢シテ居ル其レナノニ政府ガ御用黨ヲ作ツテ選舉ヲマルト云フガ投票ハ自由ダカラ此ンナコトデハ反對ニ立候補ガウント出ル

(2) 建國會

赤尾敏

其ノ趣旨ニハ賛成スルガ協議會員三十三名中ニハ吾々ノ承服シ難キ人物ガ多ク革新的要素少キヲ遺憾トスル

(3) 東方會

三田村武夫

推薦母体ヲ作ツテ勝手ニ候補者ヲ推薦シ之ヲ國民ニ押付ケ様トスルノデアルガ今度発表サレタ三十三名ノ委員ハ



諸君ノ一體何處ニ繋リガアルノカ之ハ明カニ官僚奴隷態  
勢デアツテトシデモナイコトデアル(演說中ヨリ)

(4) 大八洲會

武藤貞一

推薦制モ良イガアノ委員デハ旧態依然トシテ駄目ダ私ハ  
現議員ハ一人モ推薦スベキデナイト思フ

(5) 大日本生産党

吉田益三

總選舉ニ斯クノ如キ技術ヲ用フルノ要ハ全然ナイ加之其  
ノ願觸ヲ見ルト話ニナラナイ程現狀維持的人物許リデア  
リコンナ人物ニ対シ期待ハ全然持テナイ

(6) 大日本赤誠會

橋本欣五郎

協議會ガ候補者ヲ推薦スルガ如キコトハ尙違デアル三十  
三名ノ會員中ニハ現狀維持的政黨人アリ之等願觸ヲ見テ

ハ推薦サレル人モ快ク立候補スルモノハナイト思フ

(7) 日本論叢者

岩田一

アノ人的構成デ大東亜戦完遂上必要ナル翼賛政治体制ノ  
確立ガ出来ルカドウカ疑問デアアル端的ニ言ヘバ三十三名  
ノ委員中ニ三名ヲ除ケバ何レモ今日迄日本ヲ誤ラシメタ  
被告デアアル

(8) 一縣勤皇運動

本間憲一郎

中央ニ於ケル推薦母体ノ人選ハアレデハ駄目デアアルモツ  
ト強カナモノヲ結成スル必要ガアル

(9) 鶴鳴荘同人

古閑義視

純正日本主義團體ヨリ見ルナラバ革新セラルベキ人物ヲ  
羅列シタニ過ギナイ斯様ナ人物デハ革新ハ出来ナイ

(10) 元立憲養正會三條聯合支部理事 村山忠七  
吾々ハ推薦制ニハ絶対反対ダ推薦母体ヲ如何ニスルカ又  
構成スルモノガ果シテ信用出来ルカ如何ガ疑問ダ

(五) 翼賛會関係

(1) 埼玉縣所沢町壯年団長

山田力藏

候補推薦ハ御預ケ特定候補ハ作ラナイト云フニ至ツテハ  
少シモ過去ノ選挙ト変リハナイ啓蒙運動、肅選運動位デ政  
府ノ期待スル様ナ新人ハ進出スベクモナイ

(2) 長岡市縣常務委員

石坂誠一郎

推進員及翼賛壯年団ノ動員ニ付イテハ絶対反対デアル即  
チ最下部組織ノ市町村壯年団ハ全ク市町村理事者ノ意ノ  
儘デアリ現在ノ市町村長ガ翼賛理念ニ欠ケテ居レバ其ノ

方向モ誤ルコトニナル

(3) 高田市翼賛会理事

川上大造

協議会ハ積極的ニ働クコトニナルバ必然翼賛会壯年団ノ  
選挙干渉ニナル虞レガアル又進歩的ナ都会地デハ相当ノ  
新旧摩擦ガ生ジ又地方ノ保守的ナ現状ニ関シテハ革新的  
ノ効果ハ期待出来ヌ

(二) 自治団体

(1) 此花区吉野町々会聯合会長(天西)

清水清太郎

翼賛選挙ダト言ツテ若シ大政翼賛会ノ連中ガ独善的ニ選  
挙ニ関係シ政府ノ強權ヲ利用シテ策謀スルガ如キ事アラ  
バ由々敷問題デアル一般人ハ翼賛會ノ事ハ充分知ラヌ又  
信用モシテ居ナイ從ツテ之等ヲ中心トシテ推薦サレタ候

補者ニ投票出来ルカ出来ヌカヲ考ヘテ見レバ明白ダ眞ニ  
国家ヲ憂フル新人物ノ発見ハ極メテ困難事デアアル

(七) 一般有識者層

(1) 大毎新聞廣島支店長

武 居 清 志

推薦制度ヲ設ケルコトハ絶対反対デアアル推薦制度ヲ設ケ  
ル位ナラ独乙流ノ政府任命制度ヲ設ケルベキダ

(2) 岩手縣

川 德 百貨店代表者

川 村 英 三

余リ期待ヲカケルコトハ出来ナイ被推薦者全部ガ当選ス  
ルナラ急モ再選舉ハ水モノダカラ被推薦者ダケガ当選ス  
ルトハ限ラナイソウナルト推薦制ガナクとも同じデ昔ノ  
政黨公認ト同じモノ名前ヲ変更シテ様ナモノダ

(3) 能代市 國民学校々長

武 田 昌 之

翼賛協議會ニ於テ適任候補ヲ人選スルト云フコトハ簡單  
ニ考ヘレバ極メテ良イコトノ様ニ思ハレルガ協議會ガ最  
高主上ノモノデナク亦之ニ対スル選舉民ノ良心薄キニ加  
ヘ若シ此ノ推薦母体ヨリ一般國民ノ首肯シ得ル様ナ人物  
ガ現ハレヌ場合ハ憂フベキ結果ヲ招来スルダラウ故ニ夫  
レヨリ現行選舉法ニヨツタラ怎ウカト云フ様ナ氣ガスル

國家主義團體ノ動靜

一、皇道翼賛青年聯盟ヲ中心トスル動靜

今次總選挙ニ對スル政府ノ選挙對策即チ「翼賛政治体制確

立協議會」ヲ結成ニ反對スル

皇道翼賛青年聯盟

三上卓

” ” 鈴木五一

” ” 溝口勇夫

大日本赤誠會 雨谷菊夫

東方會 進藤一馬

まこととますび 奥戸豆百

東亞協會 鈴木善一

大日本黨 小林古壽

青年維新隊

近松

久

寺ハ客月二十日、二十七日ノ兩日皇道翼賛青年聯盟本部ニ  
會合シ純正政治力ノ結集ニ就キ協議シツ、アリタルガ、今  
回更ニ在京地方ノ革新陣營ヲ結集シ一大國民運動ヲ展開ス  
ル為メ、本月十二日日比谷松本樓ニ於テ懇談會ヲ開催スベ  
ク八日別記ノ如キ案内狀ヲ一五〇枚發送スル處アリタリ。  
而シテ當日ハ三上卓、徳積五一、毛呂清輝、飯島與志雄（  
興亜青年運動）丹羽五郎、小林古壽、奥戸足百、遠藤一馬  
等九十二名出席ノ下二午後五時半ヨリ八時ノ間莫劍ナル討  
議ヲ行ヒタルガ、ソノ總合的意見ハ「吾々ハカハ小サイ、  
小サナカヲ集メ熱火ヲ一丸トシテ既成勢力、財閥、自由主  
義ト結托セル選挙母体一切ノ及國体的既勢力ヲ一掃スベキ



テアルルト云フニアリ別記ノ如キ申合ヲナシ、今後ニ於ケル具体的運動方法、事務所団体ノ名稱等ハ發起人ニ一任シ散會シタリ。

然シテ東京ニ於ケル此ノ種運動ト呼應シ大改ニ於テハ

皇道翼賛道場

壺井克丞

”

古川武

國粹大衆党

藤原常吉

大日本党

橋本虎太郎

東方會

田辺綱

大日本赤誠會

神崎熊太郎

大日本生産党

紫山満

等發起トナリ此ノ種會合ヲ十四日北區宇治ビルニ於テ開催

別

記

スベク關係者二十七名ニ對シ案内狀ヲ發送シタルガ、今後  
ニ於テル政治ノ對策如何ニ依リテハ全面的ニ相當活潑ナル  
活動ヲ展開スルニ非ズヤト思慮サル、處アリ。

拜啓

時下愈々御清祥之段奉大賀候 陳者今次總選挙ニ當リ翼賛  
選挙ノ基盤トナルベキ推薦母体ハ既成陣營ノ陰謀ニヨツテ  
ソノ本質ヲ歪曲セラレントスル傾向ニ有之候 斯クテハ純  
正維新運動ノ前進ハ阻害セラレ、内國民ノ期待ヲ裏切り外  
大東亞戦争ノ遂行ニ支障シ皇國ノ前途眞ニ憂慮スベキ状態  
ト思惟セラレ候 コレニ吾等坐視スルニ忍ビズ断乎、維新  
道ヲ貫ク可クカネガネ同憂相寄り協議中ノトコロ大体別記

如キ事項取リマ小人候モ尚、全國同業同志諸彦トモ十分  
相図リ度クモ記ノ如ク會合相催シ度ク候間時局柄御多忙中  
トコ口恐縮下ラ同志御誘ヒノ上御出席被下度ク此段御案  
内申上候

三月八日

世話人

三上卓

奥戸足百

進藤一馬

兩谷菊夫

穂積五一

91  
日時 三月十二日午後五時(時間正確)  
會場 日比谷公園松本樓

會費 貳 月(夕食)

申 合 事 項

一、我等ハ謹ミテ御稜威ヲ挂ノ皇軍將兵ノ英靈ニ應ヘ、勤勞同  
胞奉公ニ報ユル米英的自由主義勢力ヲ一掃セル翼賛議會ノ  
確立ヲ期ス。

一、國体顯現米英打倒ニ終始セル純正ナル新人ノ選出ヲ期ス。

一、財閥旧政黨ノ選挙指導ヲ排撃ス。

一、旧政黨人ノ他現状維持派及左翼思想者ノ立候補ヲ排  
撃ス。

ニ大日本赤誠會

右團體ニ在リテハ二月二十五日翔町永樂俱樂部ニ於テ會長  
橋本欣五郎外幹部七名出席、上總選挙対策ニ関シ協議シタ  
ルガ席上橋本會長ハ「赤誠會千係者ニシテ来ルベキ總選挙  
ニ立候補スベク川定セルモノハ別表ノ通りデアルト四十  
名ノ氏名ヲ發表シ「赤誠會ハ思想結社ナルガ故ニ各候補者  
ノ政見發表ノ論旨ノ指令ヲ發シテ統一スル訣ニハ行カナイ  
私ガ

- (1) 南方建設問題
- (2) 國民生活ノ最低確保
- (3) 官吏制度ノ改革
- (4) 國內体制ノ整備強化

(5) 外交問題

ニ就キ草案ヲ作ホシ来ル三月一日、全國支部長會議ニ提示  
シタヒト思フ。トテ一同内容ニ干シ協議散会シタリ。  
而シテ三月一日全支部長會議ヲ東京ニ招集シ選挙対策ヲ  
議セントシタルモ、警視廳ヨリ「思想結社ガ候補者ノ選定  
政策ノ決定等ヲ為スハ選挙ノ事前運動ニ向疑サル、虞充  
分ニアリト警告セラレタル為何等具體的問題ニハ言及セ  
ザリシガ、目下着々選挙準備ヲ為シソ、アルハ疑ヲ容レザ  
ル處ニシテ別表中ノ印ヲ附シタルモ、ハ立候補確定ナリト  
認ムラル。

別表

東京府一區〇来間 恭一 福岡一區 森田 常逸



山 靜 愛 奈 栞 茨 千 扣 山 高  
 梨 岡 知 良 木 城 第 山 仁 和

二 一 三 一 一 二 二

三 三 三 三 三 三 三

新 又 榎 口 修 次 稲 垣 政 文 竹 下 傳 吉 小 川 某 大 島 嘉 平 赤 城 宗 德 雨 谷 菊 雄 白 石 薰 糸 川 欣 也 青 木 作 雄 山 田 某

廣 島 長 野 阜 一 三

三 一 三 三 三

永 山 三 浦 山 忠 則

亮 夫 以上 四〇名



三、東方會

東方會ニ在リテハ二月二十四日本部ニ於テ會長中野正剛外  
常任幹事十九名出席ノ上翼賛政治体制協議會ニ對スル態度  
並運動方針等ニ關シ協議シタル結果「東條内閣ノ戰爭完遂  
ノ決意ニ對シテハ支持力ヲ惜マザルモ總選挙ニ對スル推  
薦制ニ對シテハ之ヲ拒否シ、本會關係ノ候補者ハ中野總裁  
ノ指名ニ依リ公認スルレコトニ決意シ同日九記ノ声明ヲ發  
シタリ。

然シテ本會ニ於テハ今回ノ選挙ニ際シ目下ノ處確實ナル立  
候補者ハ十四五名ト推定セラレ

声 明

一、東方會ハ今次ノ總選挙ニ際シ大東亞戰爭完遂ノ重大使命ニ

鑑ミソノ傳統ト見識ニヨリ假へ上ゲタル同志精銳ヲ擁立シ  
飽ク迄純乎タル國民運動ノ線ニ立脚シテ眞ノ万民翼賛皇道  
政治ノ確立ニ挺身ス。

二、東條内閣ノ大東亞戰克遂ノ決意ニ對シテハ絶体ニ支持協力  
ヲ惜マヌモノデアルガ巷間傳ヘル如キ阿部信行氏ヲ中心ト  
スル推薦ハ之ヲ拒否シ總テ候補者ハ中野總裁ノ名ニ於テ公  
認ス。

#### 四大日本党

大日本党ニ在リテハ推新ノ中核党ヲ以テ自ラ任ジテ今次ノ  
總選挙ヲ機トシテ政界進出ニ依ル國家革新ヲ期スベキナリ  
トシテ党主宰倭々井一鼎外約十五名が全國各地ヨリ立候

補、見込ニシテ、之等立候補者ハ翼賛政治体制協議會、推  
薦ヲ受クベク暗躍中、模様ナルガ、三月二日在記、如キ指  
令ヲ各地支部宛發送シタリ

記

今般実施サレル總選挙ハ大東亞戦争完遂ノ重大使命ヲ有ス  
ルモノトシテ極メテ意義アルモノデアル

我党ハ今次總選挙ノ重大意義ニ鑑ミ慎重其ノ對策ヲ練リツ  
、アルガ取敢ズ在記諸選挙区ニ於テハ立候補スルヤモ知レ  
ザルニ就キ在記地域ニ在ル、支部（支準）ハ党主催ノ演說會  
講演會、座談會ハ一切中止セラレ度

尚其他ノ支部ニ於テモ党員ニシテ立候補ノ意志ヲ有スルモ  
ハ至急本部ニ通知シ其ノ指令ヲ受ケラレ度

右指令又

- |           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 一、京都府第一区  | 九、島根縣第一区   | 一六、千葉縣第二区 |
| 二、神奈川縣第一区 | 一〇、和歌山縣第一区 | 一七、大阪府第一区 |
| 三、" 第二区   | 一一、新潟縣第三区  | 一八、" 第二区  |
| 四、" 第三区   | 一二、岐阜縣第一区  | 一九、" 第三区  |
| 五、山梨縣全区   | 一三、" 第二区   | 二〇、" 第四区  |
| 六、兵庫縣第一区  | 一四、" 第三区   | 二一、長野縣第一区 |
| 七、" 第二区   | 一五、茨城縣第三区  | 二二、靜岡縣第一区 |
| 八、" 第五区   |            |           |

五國粹大衆党

國粹大衆党ニ在リテハ、今次、總選挙ニハ當落ヲ第二義的

トシ専ラ選挙界覚醒ノ清涼劑タルベシト稱シテ總裁佐川  
良一外八名が立候補セント企図シツ、アリテ之が計策ニ腐  
心シ各種ノ劃策ヲ為シツ、アル狀況ナルガ、二月二十一日  
ニハ「政府並推薦母体へノ要請」ト題シ候補者ノ推薦ニ当  
リテハ

一、支那事変從軍者ニシテ立候補ノ意志ヲ有スル者ハ無條件優  
先的ニ推薦スルコト

二、日本主義ヲ奉ジ愛國革新運動ニ從事シ五ヶ年以上ノ闘歴ヲ  
有スル者ニシテ立候補ノ意志ヲ有スル者モ亦無條件優先的  
ニ推薦スルコト

三、共產主義社會民主主義ヲ信奉シ又其ノ実践ニ從事シタル者  
ニシテ転向後五ヶ年以上ヲ経過セザル者及ビ時局便乗ノ態

的人物ヲ絶対ニ推薦セザルコト

四政友民政、社大等ノ現前代議士ヲ極力排除シ特ニ選挙違反及  
ビ破廉恥罪ヲ冒シタル者又年齢六十五才以上ノ高齢者ハ絶  
対ニ推薦セザルコト

五中央推薦母体ニ只一人ノ愛國團體代表者ノ参加無キハ重大  
ナル政府ノ失態ト云フ可シ依ツテ直ニ衆議院代表者ト同数  
ノ愛國團體代表者ヲ追加スルコト

ヲ基準トサレ度キ旨ノ要請書ヲ作成シ、總裁笹川良一が首  
相川相、陸海軍務局長ヲ訪問シテ之ヲ手交シテ善處方要望  
シ、同二十七日ニハ「候補者推薦ニ関スル進言」ト題シ總  
裁笹川良一名義ニテ「政府が今次ノ總選挙ニハ国民總意ノ  
結集ニ據ル清新ノ人士ヲ選ビ断乎翼賛議會ヲ創造セントシ

97

テ推薦仕体ヲ結成セシハ實ニ適切ナル處置ト云フ可キモ其  
ノ構成人物ハ現状維持又ハ自由主義政黨ノ殘存分子ヲ多量  
ニ包含シ居リ時局ノ要求スル革新的清新ノ士ノ選衡ハ望ミ  
難シ、而モ衆議員出身ノ代表ハ一名ヲ除ク外悉ク翼同ノ幹  
部ヲ網羅セル弄係上現代議士間ノ嫉視モ予想サレ之等ノ不  
平不滿ハ革新陣營ノ憤激ト相俟ツテ互内相剋辱擦ヲ招来シ  
東條内閣崩壊ノ危険スラモ感知セラレ必家最大ノ不幸ナル  
場面ニ遭遇スルヤモ計リ難キヲ以テ政府ノ意圖ヲ積極的ニ  
支援シ併セテ前記ノ如キ危機ヲ未然ニ防止スル為ニナリト  
シ

一、推薦候補者ハ現前元老ノ曾テ議席ヲ有シタルモノヲ一切除  
外シ現下時局ノ醸生ニ最モ貢獻スル處大ナリシ日本主義革

新運動家ヲ中核トシテ此ノ線ニ沿ヒタル新人ヲ議員定数ノ  
半数ヲ推薦シ尙現元代議士ハ悉ク自由立候補ニ委シ其ノ当  
否ハ自由ナルニ民ノ良心的判断ニ委ス可シ

二 只單ニ新人ト稱スルモ旧政友民政社大党ノ既成政党ニ所屬  
シ多年府縣市町村政等ノ地方自治体ニ干與シ地方ニ於テ隱  
然タル大勢力ヲ有スル者少クナシトセズ、斯カル分子ハ概  
ネ曾テ衆議院ニ議席ヲ有ヒガリシト云フ一事以外ハ却ツテ  
排斥ス可キ旧体制的部類ニ屬シ而モ斯カル分子ノ政界進出  
ハ衆議院ノ本質ヲ地方的代表機關ニ墮落セシム可キ原因ト  
ナルベク從ツテ地方自治体ニ参劃セル旧政党人ハ以上ノ觀  
点ニ基キテ嚴達ヲ要ス

三 新聞紙ノ報道ニヨレバ中央推薦母体ヲ政治結社トナシ拳國



98  
的新党结成ノ母体タラシメントノ計劃アルモノ、如シ若シ  
事實トセンカ此ノ結果ハ拳心東條内閣支持ノ現状勢ヲ却ツ  
テ攪乱スルノミナラズ依然タル自由主義的政党ヲ再生シテ  
将来一大禍根ヲ遺スニ至ルハ必然也依ツテ眞ニ拳心的新党  
结成ノ要アリトセバ前一二項ニ基キテ選出セラレタル新人  
ヲ結集スルコトコソ当然ト云フ可シ乃チ中央推薦母体即新  
党母体タラシメントノ計劃ニハ絶對反對ス。  
ヲ内容トスル進言書ヲ作成シ前記同様当局並関係方面ニ送  
付シ更ニ三月一日ニハ總選挙対策愛國團體協議會名儀ニテ  
地方推薦協議會ノ構成員ノ選衛ニハ中央推薦母体结成ノ失  
態ヲ再び繰返サザル様

一地方的聲望、門閥、財力等ニ依ル人物考査ハ既ニ旧体制的

旧慣ニシテ、一切斯ケル基準ヲ放棄シ、眞ニ人物本位ノ任命ヲ爲スコト

二、政友、民政、社大等ノ旧党人ヲ絶対排撃シ、國体觀念ノ明徴ニシテ、眞ニ皇道精神ヲ把握セル人士並ニ愛國革新團體ノ代表者ヲ任命スルコト

三、及國家的思想ヲ信奉シ或ハ其ノ実践ニ從事シタル者ニシテ時局ニ便乗轉向セル褻的人物ヲ排撃スルコト

四、財界、学界人ノ大部分ハ自由主義者ニシテ時局觀念ノ甚ダ不徹底ナレバ是等ニ對シテハ嚴選ヲ加ヘルコト

五、府縣市會等ノ地方自治政ニ干與スル者ハ概ネ旧党人ニシテ從來ノ選挙ヲ最モ汚毒セシ徒輩ナレバ又是等ヲ絶対排斥スルコト

94  
ノ基準ニ則ヒテ嚴肅ニ任命サレ度キ旨要請スル等注目スベ  
キ動向ヲホシツ、アリ。

### 六、大日本生産党

大日本生産党ニ在リテハ三月四日赤坂三會堂ニ於テ總裁吉  
田益三外幹部十五名出席ノ上總務會ヲ開催シ、總選挙ニ對  
スル党ノ態度ニ関シ協議シタル結果、政府が今次ノ總選挙  
ヲ通ジテ議會ノ刷新ヲ図ルベク努力シツ、アルハ諒トスル  
モ、我党ハ立党以來、現行選挙法ヲ日本國體ニ準據スル所  
謂家長本位ニ改正スベキ旨主張シタルニ拘ラズ未ダ之が實  
現ヲ見ザルニヨリ選挙ハ憲法ノ定ムルトコロナルニヨリ之  
ヲ充分尊重スルモ今次ノ總選挙ニ對シテハ些カ考フル所ア  
ツテ黙殺ノ態度ヲ以テ臨ムベキ旨ノ決議ヲナシ此ノ趣旨

ヲ全國各地分營並昇係方面宛通達シタリ。

### 七 建國會

建國會ニ在リテハ今次ノ總選挙ニハ赤尾敏、伊地知義一、  
西名ガ立候補ヲ企図セル關係モアリ政府ノ選挙對策ニ多大  
ノ關心ヲ有シツ、アリテ、二月二十四日ニハ國粹大衆黨皇  
民團國体擁護聯合會皇國日本運動帝國新報等愛國團體ノ有  
志ヲ叫合、日比谷松本樓ニ於テ「總選挙對策愛國團體協議  
會」ヲ開催シ「政府ガ眞字ノ翼賛議會ヲ創造セントシテ候  
補者推薦団体ヲ結成シタル意図ニ對シテハ賛成スルモ其ノ  
構成員ハ過去ノ思想的政治行動ニ於テ我々ト對蹠的ノ軌道  
ヲ進ミタルモノニシテ必然革新陣營ガ抹殺サレントスル傾